#### おかやままなびとサーチ「夢育」コンテンツ強化事業委託仕様書

#### 1 業務名

おかやままなびとサーチ「夢育」コンテンツ強化事業

# 2 目的

小・中学生の学びのコンテンツサイト「おかやま まなびとサーチ」\*1に 掲載する新たな教育用動画を作成し、子どもたちが学びたいときに学ぶこと ができる機会の提供及び学校の ICT 環境下での学びの充実を図る。

# 3 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

#### 4 経費の上限

6,345,900円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 5 業務内容

- (1) 教育用動画の作成
  - ① 教育用動画の取材先の選定
    - ・ 教育資源を有する施設等で、「VR動画」「学習用動画」「お仕事紹介動画」の3ジャンルの教育用動画を計15本以上作成すること。
    - ・動画の長さは、4分程度とすること。
    - ・ 取材先のうち、5本分は下記のとおり県があらかじめ指定する。ただし、 指定するこれらの施設は、撮影交渉前段階である。取材先から撮影許諾 が得られなかった場合は、代替施設を県が提案する。下記以外の取材先 は、受託後に県と受託者双方で協議して決定すること。

#### 【県が指定する施設】

ジャンル	取材先	所在地
「VR動画」	瀬戸大橋 (本州四国連絡高速道路株式会社)	早島町
		坂出市
「学習用動画」	吹屋、ベンガラ工場跡 ((一社) 高粱市観光協会)	高梁市
「学習用動画」	東西用水酒津樋門(高梁川東西用水組合)	倉敷市
「お仕事紹介動画」	鋳造・鍛造事業者(武田鋳造株式会社)	倉敷市
「お仕事紹介動画」	落語家	県内

- ・上記指定5本分含めて取材先への企画説明や撮影許諾、シナリオ作成から動画納品までの教育用動画作成に係る取材先との折衝の一切は、受託者が行うこと。
- ・いずれのジャンルの動画作成においても、受託者が有するアーカイブ素 材を用いることが可能である。

#### ② 監修者の選定

- ・「学習用動画」の作成においては、理科や社会等の授業で活用できる動画となるよう、教科指導に精通している動画の監修者を選定すること。 その際、監修者への報酬は、委託費の中から賄うこと。
- ・監修者の業務は、動画の対象学年の選定、対象教科・単元の選定、利用 目的・場面の設定、動画の概要の作成を想定しているが、詳細は、受託 後に県、受託者、監修者で協議して決定すること。

# ③ 動画の撮影

- ・教育用動画の絵コンテ案を事前に県に提出し、その内容について十分に 打合せを行うこと。
- 各動画は、2D 動画及び360度 VR 動画のうち、県が指定する方法で撮影すること。
- ・ 令和7年 12 月末までに全ての撮影を終了しておくこと。ただし、天災 等のやむを得ない事情で全ての撮影を終了できなくなった場合は、県と 対応を協議の上決定すること。

#### ④ 動画の編集

- 既存のイラストやテンプレート等の素材は県から提供する。
- ・ 成果物については、最終的な納品の前に県の確認を受けることとし、必要に応じて修正を行うこと。

#### (2) 成果物の納品

- ・教育用動画の成果物 (デザイン、データ等を含む。以下単に「成果物」 という。) は、MP4 形式で納品すること。
- ・教育用動画の作成に要したイラストやテンプレート等の素材は、県の要請に応じてデータにより提供すること。

#### 6 成果物に関する権利の扱い

- (1) 成果物に係る一切の権利(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)(特許権及び実用新案権 (特許又は実用新案を受ける権利を含む。)を除く。)を、県に無償で譲 渡するものとする。
- (2) 受託者は、案件の遂行前から受託者が保有する著作権、特許権等その他の知的財産権(以下「知的財産権」という。)を成果物に適用した場合には、県に対し、案件を遂行するために必要な範囲内で、成果物及び当該知的財産権を追加費用なく利用することを許諾するものとする。
- (3) 成果物は、県が自由に二次使用できるものとし、成果物の二次使用に対し県にいかなる制限も課さない。
- (4) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材(タレント等の著名人、キャラクター、音楽等)の活用も可とする。その際には、受託者において、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害

の紛争等が生じた場合は、受託者の責任、負担において対応し、県は責任を負わないものとする。

- (5) 成果物納入までに係る一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (6) 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合に おいても、案件を遂行するために必要な範囲内で、成果物を改変し、ま た任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。受託者 は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第 19条を行使することができないものとする。

#### 7 注意事項

- (1)業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等について は、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- (2)業務内容に係る情報は、県の許可なく本業務以外で使用、複写、譲渡してはならない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たって、データの漏えい、データの滅失、 事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めるな ど、セキュリティには万全の配慮をすること。
- (4) 本仕様書は、業務の実施内容について示すものであるが、受託者は、 業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、この仕様書に 記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項は全て 実施するとともに、従事者に周知徹底し、業務遂行に当たらなければ ならない。
- (5) 本業務の再委託を禁止する。ただし、県の承認を得て本業務の一部を 委託する場合を除く。

# 8 特記事項

- (1) 本業務の実施に当たり、この仕様書に記載のない事項については、県と受託者双方で別途協議するものとする。
- (2)業務内容の詳細については、県と協議して進行すること。
- (3)業務内容について疑義があるときは、県と協議し指示を受けること。

※1 令和3年10月に開設したコンテンツサイト URL (http://www.okayama-c.ed.jp/manabi-to-search)

# おかやま まなびとサーチ「夢育」コンテンツ強化事業企画提案内容説明書

#### 1 業務名

おかやままなびとサーチ「夢育」コンテンツ強化事業

## 2 業務概要及び内容

おかやま まなびとサーチ「夢育」コンテンツ強化事業委託仕様書のとおり

# 3 企画提案の条件

次の内容を盛り込んだ企画としてまとめて提案すること。

- ① 仕様書 5 (1) について、経費の範囲内で可能な<u>撮影箇所数及び作成動画</u> 本数を提案すること。
- ② 仕様書5 (1) について、県が指定する取材先以外の**取材先候補、当該施 設等の有する教育資源**を少なくとも10本分以上提示すること。 (例)

ジャンル	取材先	教育資源	所在地
VR動画	県内農家	スマート農業	県内
VR動画	県立学校	防災、災害CG	県内
学習用動画	アナウンサー	(国語) 方言と共通語	県内各所
学習用動画	津山岡山線	(社会)地域の公共交通の歴史	津山市
お仕事紹介動画	ホテルスタッフ	岡山県旅館ホテル生活衛	県内
		生同業組合推薦施設	
お仕事紹介動画	イラストレーター	マンガ版すこやか日記の	県内
		著者より	

③ 仕様書5(1)において、県が指定する施設のうち、次の題材における教育用動画の企画案を提案すること。

題材:ベンガラや銅山などの特徴的な歴史・文化を持つ高粱市の吹屋について理解し、郷土岡山に対する関心を高める動画

#### 【留意事項】

- ・絵コンテ案等を活用し、分かりやすく表現した資料をもって提案すること。(枚数制限なし。また、デモ映像による提案を妨げない。)
- ・県内の小学4年生をターゲットにした社会科の地域学習で使えるもので、4分程度の動画とすること。
- ・動画の内容は、社会等の学校の授業での導入やまとめ部分等において、 ピンポイントで効果的に活用できるとともに、自宅等で学びたいとき に学ぶことができるものとすること。
- ・学習効果を向上させるものであること。

#### 【参考】小・中学生の学びのコンテンツサイト

URL (http://www.okayama-c.ed.jp/manabi-to-search)

④ ドローンやVRカメラなど、撮影に使用可能な機材について提案すること。 また、上記②については、2D動画及び360度VR動画等、撮影方法に ついても提案すること。 ⑤ 仕様書において監修者を置くことを求めている動画については、監修者を 具体的に提案すること。

# 4 提出書類

- (1) 企画提案書(様式第4号) 1部
- (2) 企画提案の内容を説明するための資料 9部 様式は定めないがA4(横書き)左綴りとする。 3の条件を踏まえ、趣旨、コンセプト等を含み、教育用動画の企画案を記載すること。
- (3)業務の実施体制に関する資料(様式任意)9部本業務の制作責任者、各業務の責任者、担当者を記載した体制図及び業務を遂行するためのスケジュールを作成すること。
- (4) 企業等の概要(様式任意) 9部 既存のパンフレット等でも可。
- (5) 本業務類似事業に係る資料(過去5年程度) 9部 主な実績について、その内容や成果物等が分かる資料を添付すること。
- (6) 見積書(様式任意) 1部 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。 本業務に係る交通費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費 は全て計上すること。
  - ※見積書には発行責任者の氏名及び連絡先、担当者の氏名及び連絡先を記入すること。

# 5 提案書等の評価基準

	評 価 項 目		配	点
企画提案書	<ul><li>取材先の施設等は、企画提案の条件を踏まえたものとているか。</li><li>取材先候補及び取材先候補が有する教育資源は、子の学びにふさわしいものとなっているか。</li></ul>		3	0
	<ul> <li>動画案は、企画提案の条件を踏まえたものとなっている・小・中学生をターゲットに県内の社会教育施設等へ味を喚起する動画となっているか。</li> <li>・学校の授業での導入やまとめ部分等においてピンポトで効果的に活用できる動画となっているとともに、等で学びたいときに学ぶことができるものとなってか。</li> </ul>	の興イン自宅	3	0
	<ul><li>3 効果的な教育用動画を作成する提案内容となっている。</li><li>教育用動画の作成について、撮影箇所数及び作成動数は、経費の範囲内で十分な数量となっているか。</li><li>本業務を実施するに当たって、十分な撮影機材を使きるようになっているか。</li><li>教科指導に精通している動画の監修者を選定している</li></ul>	画本	2	O
	<ul><li>4 本業務の実施体制等が十分かつ信頼性の高いものとないるか。</li><li>・信頼性の高い実施体制となっているか。</li><li>・業務を遂行するための適切なスケジュールが組まれるか。</li></ul>		1	O
	5 本業務と類似の事業の実績はあるか。		5	5
見積書	6 経費見積書の内容は妥当であるか。		Ę	5
合計			1 (	0 0